

地盤総合保証『THE LAND 住宅基礎保証』

保証書

住宅又は店舗の基礎

株式会社GIR
東京都江東区木場1丁目5番25号
深川ギャザリアタワーS棟4階
TEL:03-5665-0955(代) FAX:03-5606-7707



■株式会社GIRは下記記載の内容に従い、保証を行います。

記

物件名：

工事場所：

地盤調査会社：

基礎施工業者：

仕事発注者：

保証書番号：

保証区分：基礎

保証期間：当該建物の引渡日から10年後の当日の午後4時まで

保証限度額：500万円／1口

その他：※「事故原因調査費用」は保証限度額の内枠



◆保証制度の概要

株式会社GIRによって認定された基礎工事事務所が、基礎工事を実施し、適合基準を満たしていると判断した物件を対象として基礎の爆裂もしくは構造上有害なクラックおよび進行性クラックが幅0.5mm以上判明した場合、株式会社GIRが補修、修復いたします。

◆保証対象建物

保証対象は新しく設置される住宅もしくは店舗の基礎とする

◆保証の無効

この地盤品質保証契約は、発注者と基礎工事事務所の請負契約の成立を前提としています。品質保証書発行の後においても、発注者と請負契約が成立しない場合は、この品質保証契約は無効になります。基礎工事事務所への請負代金の未払い等がこれにあたります。しかしながら、請負契約が成立した後に、仕事発注者の倒産等の法的整理があった場合であっても、当該基礎が設置、完工された場合、この品質保証は株式会社GIRによって品質保証されます。

◆免責事項

- (1) 台風、暴風雨、豪雨、落雷等の天災、火災、爆発、暴動等の不可抗力に起因する損害
- (2) 近隣の土木工事、道路工事または車両の通行等の第三者の人為的な作用により、調査地の基礎地盤に予測し得ない外力が作用したことに起因する損害
- (3) 地滑り、がけ崩れ、断層の活動、地割れ等の地盤もしくは地形の変動またはこれらに類似の予測できない自然環境の変化に起因する損害
- (4) 地耐力調査が行われず、もしくは地耐力調査によって選定された基礎工法が不相当と判断されたにもかかわらず施工された結果に起因する損害
- (5) 所有者または当該工作物の使用者による著しく不適切な維持管理
- (6) 契約当時実用化されていた技術では、回避することが不可能な現象又はこれが原因で生じた事故に起因する損害
- (7) 動植物に起因する損害
- (8) 被保険者以外の第三者の支給材料もしくは支給機器類に起因する、または第三者による保証の目的物の施工に起因する損害
- (9) 保証申請時の提出書類等に不備、または虚偽の記載があった場合
- (10) 擁壁等を含む工作物工事等に起因する損害
- (11) 擁壁及び擁壁下部地盤の損壊に起因する損害
- (12) 地下水の増減に起因する損害
- (13) 造成時に法律に違反した工事がなされたことに起因する損害
- (14) 保証の目的物の責任期間の始期日より10年を経過した後に発生した損害
- (15) 本保証締結前に実施された仕事に起因する損害
- (16) 養生不足による初期クラック
- (17) コンクリート充填不足によるジャンカ及びコールドジョイント
- (18) 設計上の耐久力不足